

東伊豆町庁舎における通話録音装置の設置及び管理運用に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員に対する不当な圧力の排除を目的として東伊豆町庁舎に設置する通話録音装置による通話記録の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動で通話内容を録音及び記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で記録される媒体をいう。以下同じ。)に記録された音声、通信日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。

3 前項の管理取扱者は、管理責任者が指定した者をもって充てる。

(通話録音機能の運用等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音機能の利用目的、運用方法等について、町のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者(以下「管理責任者等」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年東伊豆町条例第2号)その他関係法令等を遵守し、通話録音機能の管理及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者等は、通話記録により知り得た情報を不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通話記録の適正管理)

第6条 管理責任者等は、通話記録された通話録音装置については、盗難、紛失、破損等がないよう厳重に管理するものとする。

2 通話記録の保存期間は、通話録音装置本体内の電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。

3 通話記録は、記録されたときの状態で保存するものとし、編集及び加工してはならない。

4 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が通話記録装置の設置の目的を達成するために特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 通話記録は、第1条の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(通話記録の利用等)

第8条 通話記録の提供を受けようとする者は、管理責任者に対し、通話記録利用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による申請の内容が通話録音装置の設置の目的を達するために必要であると認めるときは、管理取扱者に当該申請に係る通話記録を電磁的記録媒体に記録させるとともに、当該申請をした者に対し通話記録の利用に際して必要な事項を指示の上、利用させるものとする。

3 管理取扱者は、通話記録を利用させたときは、通話記録利用管理台帳(様式第2号)に必要な事項を記録しなければならない。

4 当該通話記録を利用する者は、当該通話記録を適正に管理するとともに、利用目的を達したときは速やかに消去し、管理責任者に通話録音利用報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置、管理及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年８月１４日から施行する。
(準備行為)
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

通話録音装置管理責任者 様

申請者

通話記録利用申請書

通 話 内 容	
通 話 日 時	年 月 日 () から 年 月 日 () 時 分頃 から 時 分頃
通 話 記 録 利 用 目 的	
通 話 相 手 先	電話番号： 氏 名：
通 話 対 応 者	電話番号： 担当者職氏名：
そ の 他 留 意 事 項 等	
備 考	

様式第2号（第8条関係）

通話記録利用管理台帳

[illegible]

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

通話録音装置管理責任者 様

利用者

通話録音利用報告書

年 月 日に申請した通話録音の利用目的を達したため、下記の通り報告
します。

利用日	年 月 日（ ）
消去日	年 月 日（ ）